

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 届出等における提出時期、必要書類について

1	事前協議	2
2	届出	3
3	変更届出	4
4	工事完了報告	5
5	添付図書の記載内容について	6

1 事前協議（条例第9条第1項）

提出時期	<ul style="list-style-type: none">・工事着手日の60日前まで・高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区の区域内のものは90日前まで ※ユニバーサルデザインまちづくり審議会に報告する案件についてはお早めにご相談ください	
必要書類 (押印不要)	●事前協議書	第1号様式
	●委任状(代理者が提出する場合)	様式の指定はありません
	●特定都市施設整備項目表	第14号様式、第15号様式のうち該当するもの
	●図面等	<ul style="list-style-type: none">・条例施行規則 別表第11に示す図書 (建築物及び小規模建築物の場合 →付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の断面図)・その他、基準への適合内容が分かる図面 (車椅子使用者用便房詳細図、階段詳細図、エレベーター詳細図 等)

2 届出（条例第10条第1項）

<p>提出時期</p>	<p>工事着手日の30日前まで ※建築確認が必要な施設については、建築確認申請に先立ち届出を行ってください</p>	
<p>必要書類 （押印不要）</p>	<p>●特定都市施設設置工事計画(変更)届出書</p>	<p>次のうちいずれかのもの ・第2号様式(建築物及び小規模建築物) ・第3号様式(建築物及び小規模建築物以外)</p>
	<p>●委任状(代理者が提出する場合)</p>	<p>様式の指定はありません</p>
	<p>●特定都市施設整備項目表</p>	<p>第14号様式～第21号様式のうち該当するもの</p>
	<p>●図面等</p>	<p>・条例施行規則 別表第11に示す図書 （建築物及び小規模建築物の場合 →付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の断面図） ・その他、基準への適合内容が分かる図面 （車椅子使用者用便房詳細図、階段詳細図、エレベーター詳細図 等）</p>
	<p>●事前協議における意見への対応 （事前協議を行った場合）</p>	<p>事前協議議事録を添付し、相談員意見に対する対応等を記載してください</p>

3 変更届出（条例第10条第2項）

提出時期	変更部分の工事着手日の30日前まで ※整備基準の変更を伴わない変更及び工事の着手・完了の日付に係る変更については届出不要	
必要書類 (押印不要)	●特定都市施設設置工事計画(変更)届出書	次のうちいずれかのもの ・第2号様式(建築物及び小規模建築物) ・第3号様式(建築物及び小規模建築物以外)
	●委任状(代理者が提出する場合)	様式の指定はありません
	●特定都市施設整備項目表	第14号様式～第21号様式のうち該当するもの
	●図面等	・届出の際に提出した図面のうち変更が生じるものについて、変更前と変更後の図面を添付 ・変更前、変更後が分かるようにしてください ・変更部分は赤枠で囲う等、分かりやすくしてください ・変更部分が多い場合は表にまとめる等してください

4 工事完了報告（条例第11条）

提出時期	工事完了後すみやかに	
必要書類 (押印不要)	●工事完了報告書	第4号様式
	●委任状(代理者が提出する場合)	様式の指定はありません
	●特定都市施設整備項目表	届出(もしくは変更届出)時に添付したもの
	●図面等	・条例施行規則 別表第11に示す図書 (届出(もしくは変更届出)時に添付したもの)
	●特定都市施設整備項目表の 各項目の整合が確認できる 現地写真	・配置図、各階平面図の写しに写真撮影方向等を記載したものを添付 してください ・写真はスケール等で寸法が確認できるようにしてください ・写真は整備項目ごとにまとめてください

5 添付図書の記載内容について

- ◆ 各図面で明示すべき事項は新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の別表第11で示していますので、そちらもご確認ください。
- ◆ 各整備基準への適合状況について、図面上で確認できるようにしてください。
(図で表現しづらい場合は、文言を図面内に記載してください)
- ◆ 移動等円滑化経路等、特定経路については色線で分かりやすく記載してください。
- ◆ 道路及び移動等円滑化経路等、特定経路のレベルを記載してください。
- ◆ 出入口の寸法は有効寸法を記載してください。
- ◆ 計画内容により届出書類が追加になる場合があります。